



島根県報

令和7年3月11日（火）

第 5 9 8 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

保安林の指定施業要件の変更（2件）	（森 林 整 備 課）	2
島根県中小企業制度融資要綱の一部改正	（中 小 企 業 課）	2

【公 告】

農地を利用する権利の設定に関する裁定の申請	（農 業 経 営 課）	4
公共測量の実施	（技 術 管 理 課）	5
公共測量の実施の変更	（ ” ）	5
公共測量の終了	（ ” ）	6

告 示

島根県告示第118号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により保安林の指定施業要件を変更するので、同法第33条の3において準用する同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

令和7年3月11日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
浜田市弥栄町栃木1102、1102-42、1103、1103-1、1104-1
- 2 保安林として指定された目的
水源の^{かん}涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第119号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により保安林の指定施業要件を変更するので、同法第33条の3において準用する同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

令和7年3月11日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
安来市広瀬町下山佐4395から4397まで、4399
- 2 保安林として指定された目的
水源の^{かん}涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び安来市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第120号

島根県中小企業制度融資要綱（昭和47年島根県告示第239号）の一部を次のように改正する。

令和7年3月11日

島根県知事 丸 山 達 也

別表一般融資の部中「農協」を「JAしまね」に改め、同表特別融資の部創業者支援資金の項から経営改善長期借換資金の項までの規定中「農協」を「JAしまね」に改め、同部収益力改善伴走支援型特別資金の項を次のように改める。

協 調 支 援 型 経 営 課 題 対 応 特 別 資 金	中 小 企 業 者、組 合 又 は 中 小 特 定 非 営 利 活 動 法 人 で あ っ て、次 の 要 件 の い ず れ か に 該 当 し、 経 営 の 安 定、 事 業 の 発 展 等 の 多 岐 に わ た る 経 営 課 題 解 決 に 取 り 組 む も の (1) 原 則 と し て 申 込 金 融 機 関 か ら 本 資 金 に よ る 融 資 の 実 行 と 同 時 に 本 資 金 の 融 資 額 の 1 割 以 上 の プ ロ バ ー 融 資 (保 証 協 会 の 保 証 を 付 さ な い で 行 う 融 資 を い う。) (融 資 期 間 が 12 か 月 以 上 で あ る も の に 限 る。) を 受 け る こ と。 (2) 申 込 金 融 機 関 の 支 援	設 備 資 金 運 転 資 金	280,000,000 円	年 1.40 パーセント	—	10年以 内	設 備 資 金 及 び 運 転 設 備 資 金 3 年 以 内 据 置 き 元 金 均 等 月 賦 運 転 資 金 1 年 以 内 据 置 き 元 金 均 等 月 賦	法 人 取 扱 金 融 機 関 又 は 保 証 協 会 の 決 定 に よ る。 個 人 原 則 と し て 不 要	取 扱 金 融 機 関 又 は 保 証 協 会 の 決 定 に よ る。 (借 入 時 に つ い て は、 融 資 対 象 者 の 欄 (1) に 該 当 す る 者 に あ っ て は 年 0.23 パーセント 以 上 0.95 パーセント 以 下、 同 欄 (2) に 該 当 す る 者 に あ っ て は 年 0.34 パーセント 以 上 1.43 パーセント 以	要 (年 議 所 商 工 中 金 信 用 金 庫 信 用 組 合 J A し ま ね J F し ま ね 興 財 団 ね	商 工 会 議 所 商 工 中 金 信 用 金 庫 信 用 組 合 J A し ま ね 産 業 振 興 財 団 ね	普 通 銀 行 商 工 中 金 信 用 金 庫 信 用 組 合 J A し ま ね J F し ま ね 興 財 団 ね
-------------------------------	---	-----------------	---------------	--------------	---	--------	---	--	--	---	---	---

	を受けつ つ、自ら経 営行動計画 の策定並び に当該計画 の実行及び 進捗の報告 を行うこ と。									下))		
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	------	--	--

別表特別融資の部経営改善サポート資金の項及び再生支援資金の項中「農協」を「JAしまね」に改め、同表緊急融資の部セーフティネット資金の項中「保険法」を「中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号。以下「保険法」という。）」に、「農協」を「JAしまね」に改め、同部災害復旧資金の項中「農協」を「JAしまね」に改め、同部災害対策特別資金の項中「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」の次に「（昭和37年法律第150号）」を、「災害救助法」の次に「（昭和22年法律第118号）」を加え、「農協」を「JAしまね」に改め、同部経済変動等資金の項中「農協」を「JAしまね」に改め、同表の注の1中「一般資金（経営者保証非提供枠）」の次に「及び協調支援型経営課題対応特別資金」を加え、「収益力改善伴走支援型特別資金の取扱期間は伴走支援型特別保証制度（伴走支援型特別保証制度要綱（20210310中庁第2号）に規定する「伴走支援型特別保証制度」をいう。以下同じ。）の取扱期間内の保証申込分までとし」を削り、同表の注の1ただし書を削り、同表の注の3中第9号を削り、第10号を第9号とし、第11号を第10号とし、同表の注の6中「伴走支援型特別保証制度」を「協調支援型特別保証制度」に、「収益力改善伴走支援型特別資金」を「協調支援型経営課題対応特別資金」に改め、同表の注の8中「収益力改善伴走支援型特別資金及び」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、令和7年3月14日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示による改正後の島根県中小企業制度融資要綱の規定は、令和7年3月14日以後の認定（保証承諾分を含む。以下この項において同じ。）に係る融資について適用し、同日前の認定に係る融資については、なお従前の例による。

公 告

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第1項の規定により、農地中間管理機構から農地を利用する権利の設定に関し裁定の申請があったので、同条第2項において読み替えて準用する同法第38条第1項の規定により公告する。

令和7年3月11日

島根県知事 丸山達也

- 1 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
島根県益田市美都町宇津川ハ1586	田	1,068

- 2 申請に係る農地の利用の現況

管理者が不在

- 3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

裁定手続後に、農地中間管理機構から借受希望者に農地を貸し付ける。

4 希望する農地を利用する権利の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

農地を利用する権利の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額（円）
令和7年4月1日	権利の始期から令和12年3月31日まで	5,340

5 意見書の提出

申請に係る農地の所有者等は、知事に意見書を提出することができる。

(1) 提出期限

令和7年3月25日

(2) 提出先

島根県農林水産部農業経営課

(3) 記載事項

ア 意見書を提出する者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）

イ 意見書を提出する者の有する権利の種類及び内容

ウ 意見書を提出する者の当該農地の利用の状況及び利用計画

エ 意見書を提出する者が当該農地を現に耕作の目的に供していない理由

オ 意見の趣旨及びその理由

カ その他参考となるべき事項

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について島根県知事から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和7年3月11日

島根県知事 丸 山 達 也

1 作業種類

公共測量（用地測量）

2 作業期間

令和7年2月26日から同年5月31日まで

3 作業地域

雲南市三刀屋町坂本及び乙加宮地内

令和6年10月1日付け島根県報第554号で公告した公共測量の実施について、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、益田市長から作業期間の変更に係る通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和7年3月11日

島根県知事 丸 山 達 也

1 作業種類

公共測量（地籍調査に伴う航空レーザ測量）

2 作業期間

（変更前）令和6年9月18日から令和7年2月28日まで

（変更後）令和6年9月18日から令和7年3月24日まで

3 作業地域

益田市美都町都茂及び宇津川地内

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量は、令和7年2月21日に終了した旨出雲市長から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和7年3月11日

島根県知事 丸 山 達 也

1 作業種類

公共測量（基準点測量）

2 作業期間

令和6年10月17日から令和7年2月21日まで

3 作業地域

出雲市斐川町神氷地内